

## **第Ⅳ編**

### **自治体における公会計制度の 今後のあり方について**

## 1 新公会計制度を巡る現状

### (1) 国内の状況

ここまで、国内外の公会計の状況を展望してきた。

官庁会計にはアカウントビリティやマネジメントという点で課題があり、資産、負債の状況やコスト情報等を明らかにするため、多くの自治体において財務諸表の作成を行っている。平成12年に総務省からは決算統計組替によるいわゆる総務省方式により財務諸表作成方法が示された。さらに平成18年には総務省の2つのモデルが示され、多くの自治体が財務諸表の作成に取り組んでおり、自治体の業務として定着しつつあることがうかがえる。また、作成している自治体の多くが財務諸表を公表しており、アカウントビリティの充実を中心に一定の成果を上げている。

多くの自治体においては基準モデル又は改訂モデルを採用しているが、基準モデルであれば日々仕訳方式と一括変換方式、改訂モデルであれば決算統計組替による作成と台帳積み上げによる作成など同じモデルの中でも複数の作成方法がある。また、企業会計に近い東京都及び大阪府の作成方法もあり、現在、複数の作成方法が存在しており、新公会計制度の過渡期的状況であると言える。

### (2) 国際的な状況

本白書で取り上げたイギリス、アメリカ、フランス、カナダ、韓国の5か国については、会計基準や複式簿記・発生主義会計導入についてその経緯や目的などで異なる面もあるが、発生主義会計の導入が進んでいる。いずれも現金主義のみによる財政運営に対する限界を認識し、アカウントビリティの向上、マネジメントへの活用など、それぞれの目的の

ために財務諸表を作成している。

また、民間企業ではIFRS（国際財務報告基準）による国際的な会計基準の統一化が進んでいる。その一方で公的部門においては、多くの国や国際機関において、IPSAS（国際公会計基準）やIFRSを採用する動きもあり、我が国の公会計制度の将来を見据える場合、こうした動向についても注目する必要がある。

## 2 新公会計制度の目的

地方分権が進展していく状況の中、自治体の財政運営や行政サービスの提供について、住民に対してより一層の説明責任を果たしていくこと、自治体が自治体経営において主体的に政策判断を実施することが必要となる。こうした状況の中で、新公会計制度が果たすべき目的は以下の2点である。

### (1) アカウタビリティの充実

新公会計制度の主な目的の1つは、財務諸表の利用者である住民や議会に対する説明責任、アカウントビリティを果たすことであり、それが可能な仕組である必要がある。

自治体は、住民の負託を受けて各種の行政サービスを行うものであるから、行政の特質を踏まえた説明責任を果たしていくことが求められる。その説明責任が、パブリックアカウントビリティである。

現在、国内においても多くの自治体で財務諸表を作成し、従来の官庁会計では見えてこなかったストック情報・コスト情報を公開することにより、アカウントビリティの向上に一定の成果を上げているといえる。

しかし、パブリックアカウントビリティを十分に果たすためには、これにとどまらず、

行政の特質を踏まえて、実質的に意味のある情報を分かりやすい形で提供していく必要がある。また、正確なストック情報、コスト情報に基づき、住民サービスや事業に要したコストなどを分析していくことも重要であり、各自治体为新公会計制度を検討するに当たっては、こうしたことが可能な仕組を構築する必要がある。

## (2) マネジメントへの活用

新公会計制度の主な目的の2つ目としては、財務諸表から得られる情報を活用して、自治体の財政運営や個別事業等の改善に活かすことが求められており、それが可能な仕組である必要がある。

そのためには、財政の持続可能性について分析・検証が可能であり、ストック情報やコスト情報から事業の効率性、有効性を検証しうる財務諸表であるとともに、これらの自治体経営に有用な情報を得るための仕組を構築する必要がある。

なお、自治体の活動は主に税金によって実施されることから、税金の用途を明らかにすることと税金を無駄なく使うことは同時に求められることであり、アカウンタビリティの充実とマネジメントの強化は別個に存在するものではない。効果的かつ効率的な行政活動や財政の持続可能性を目指す財政運営を行うとともに、住民に結果を説明するという点において、両者を両輪として取り組んでいくことが重要となる。

## 3 自治体の公会計制度改革の今後のあり方

このような新公会計制度の目的を実現するために必要な条件としては以下のようなもの

が考えられる。

(住民に理解しやすいこと)

自治体の保有している資産、負債の状況や、自治体のコスト情報など、従来の官庁会計では見えなかった情報を、住民に対して分かりやすい形で伝えることができるような財務諸表を作成することが必要である。

(活用しやすいこと)

作成する財務諸表から得られるストック情報、コスト情報が、自治体の財政運営に十分活用できることが必要である。自治体の財政運営への財務諸表の活用に当たっては、自治体全体に関する情報だけでなく、事業や組織単位の情報も必要となる。このため、網羅的にストック情報とコスト情報を把握できる会計基準と、事業別・組織別に財務諸表を作成できる仕組が必要となる。さらに、自治体間での比較を行うことで、より客観的な分析が可能となることから、自治体間で比較が可能な会計基準の整備が必要となる。

(民間企業との比較が可能なこと)

近年行政においては、指定管理者制度や市場化テストなど民間を活用して行政サービスを実施することが増加している。その費用対効果の検証や民間企業における類似事業との比較等を行うためには、民間企業との比較がより容易で、効果的な検証が可能な企業会計と類似した会計制度を導入することが望ましい。

(信頼できること)

自治体の財務諸表は、客観的で正確な信頼性のある情報に基づき作成される必要があ

る。例えば、ストック情報であれば実際に自治体の保有している資産に基づいた金額である必要があり、また、コスト情報であれば個々の固定資産の種別や構造に応じて設定された耐用年数により算定される減価償却費に基づいて作成する必要がある。さらに、財務諸表の金額が正しいか検証ができるような個々の会計処理などのデータに基づいて作成する必要がある。

(実現性が高いこと)

自治体は全国に約 1,800 団体あり、面積や人口規模も様々であり、これら自治体すべてが画一的に同じ基準・方法で財務諸表を作成することは、導入コストと労力を考慮すると必ずしも現実的ではない。民間企業でも I F R S の適用に当たっては、適用時期及び強制適用の対象・非対象については、上場企業と非上場企業で取扱を変えることなどの検討を行っており、自治体においても自治体の規模に応じて取扱を変えるなど複式簿記導入までの過程が実現性の高いものとする必要がある。

(国際的な基準との整合性がとれていること)

国際化の一層の進展や公債の発行等を考慮すると、行政の財政状態等について国際的に説明が求められることが考えられる。また、企業会計ではもともと我が国独自の会計基準であったが、これを I F R S 適用にシフトすることにより、制度改正など多大なる労力が必要となる可能性がある。こうした状況を踏まえると、公会計においても基準の設定に当たっては、我が国のみ通用する基準ではなく国際的な動向に合わせた基準を設定する必要がある。また、会計基準の設定後も、国際的

な公会計や企業会計の動向を踏まえて継続的に改良していく必要がある。

#### 4 今後の検討に向けて

以上の点を踏まえ、今後の公会計制度改革の検討の方向性について提言する。

##### (1) 統一的な会計基準の策定

財務諸表の理解しやすさや活用のしやすさなど、前項で記載してきた自治体の新公会計制度が備えるべき条件を十分に考慮したうえで、自治体の全国統一した会計基準を策定すること。

##### (2) 複式簿記導入への環境整備

複式簿記を導入するに当たっては台帳の整備やシステムの改修等が必要となり、自治体にコストや作業負担が生じるなどの課題がある。このため、到達すべき目標を明確にし、目標に至るまでに段階的な導入が可能となるようなプロセスと導入支援策を明確にすること。

具体的には、決算組替方式による財務諸表の作成から着手し、保有資産の評価による財産台帳の整備を進め財務諸表の精度向上を図る。そして、最終的に日々仕訳による本格的な複式簿記を導入するまでのプロセスを明確にし、意欲ある自治体を取り組みやすい環境を進めていくべきである。

また、自治体の規模も配慮し、簡便的な財務諸表の作成方法などについても検討すること。ただし、段階的な導入や簡便的な財務諸表の作成を行っていく場合においても財務諸表の連続性や他自治体との比較可能性も確保できるものである必要がある。

さらに、本格的な複式簿記を導入する際には、コストや作業負担を軽減するため、自治

体共同システムのように導入しやすい環境づくりについても検討する必要がある。

### (3) 会計基準等の検討及び自治体への支援体制の整備

会計基準の策定及び改革のためのプロセスを検討するに当たっては、専門家による検討体制を整備すること。その際、社会経済環境等の変化に伴い常に会計基準の見直しを進めていく必要があることから、専門家を構成員とする常設の検討委員会を置くなど、常時検討を行うことができる体制とすること。

また、全国自治体の導入を支えていくことが必要となることから、新公会計制度導入推進のための委員会組織など、支援体制を整備すること。

さらに、検討や支援体制の整備に当たっては、自治体の実態に即したものとなるよう、財務諸表の作成・活用に取り組んでいる自治体などを広く参画させ、自治体の声を十分に反映すること。